

堺ブランド「堺技衆」認証企業 更新について

2025年度
更新申請



堺ブランド「堺技衆」認証企業の皆様におかれましては、日頃から同ブランド事業の推進にご尽力いただき、誠にありがとうございます。

堺商工会議所では、今後も、認証企業の皆様の認知度・信用力・競争力を向上させ、堺市域の地域活性化に邁進したいと存じます。

本年度は3年に1度の同ブランド認証更新の年となっておりますので、ご更新手続きにつきまして、以下のとおりご案内申し上げます。

堺ブランド「堺技衆」認証審査基準

◎下記の項目に基づいて認証審査を行います。

■競争力

他社に真似できない製品・サービスや技術。またそれらに関連する注目すべき事項の継続、または新たな取り組みについて。

■経営

経営に対する考え方やコンプライアンス、地域ネットワーク構築への取り組み、または今後のビジョン等について。

■市場開拓

日頃行っているマーケティング活動や情報発信活動等の取り組みについて。

■社会・環境・地域等への配慮・貢献

社会・環境への配慮、地域貢献、地域愛の醸成等への具体的な取り組みについて。

裏面へ

募集概要

《更新条件》

- ・ 当所会員であり、認証当初の「技」を継続して実施していること。
- ・ 堺市内に本社もしくは本社機能を有していること。ただし、ものづくり企業については、本社もしくは本社機能を有していなくとも、堺市内に主たる工場等を有している場合も対象とする。

《提出書類》

令和6年8月5日(月)～9月12日(木)の期間内に下記書類をPDFデータ形式で指定のメールアドレス(sangyo@sakaicci.or.jp)へお送りください。

- ① 所定の認証申請書(更新)
- ② 決算関係書類 ※ 記載事項に不備がありますと更新認証できない場合があります。

【法人の場合】

- ・ 直近3期分の「確定申告書」の写し(別表1と別表4・税務署の收受印があるもの又は電子申告の場合は受信メールを添付)
- ・ 過去3期分の「貸借対照表」「損益計算書」「販売費及び一般管理費」

【個人事業者の場合】

- ・ 直近3期分の「確定申告書」の写し(第一表と第二表・税務署の收受印があるもの又は電子申告の場合は受信メールを添付)
- ・ 青色申告者 ⇒ 所得税青色申告決算書1～4面
白色申告者 ⇒ 収支内訳表 1・2面

《申請料》 11,000円 (消費税10%対象、うち消費税額1,000円)

※ 下記振込先にお振込みいただくか、当所へご持参ください

振込先①：紀陽銀行 堺支店 (普) 176240 堺商工会議所
振込先②：三菱UFJ銀行 堺支店 (普) 0071217 堺商工会議所
堺商工会議所 登録番号 T9120105000346
適格請求書として、当要項および認証申請書を保管してください。

■**審査・認証** 堺ブランド「堺技衆」認証審査基準に基づいた審査のうえ認証を決定します。認証期間は3年間(令和7年4月1日～令和10年3月31日)とし、認証企業には認証状を交付します。

※ 審査の結果、認証されない場合があります。その場合であっても申請料の返金はいたしかねますので、予めご了承ください。

※ 認証決定後、3年間の登録料として66,000円(税込)が別途必要。

申込み・問合せ先

堺商工会議所 産業振興課

〒591-8502 堺市北区長曾根町130番地23

TEL 072-258-5502 FAX 072-258-5580

E-mail sangyo@sakaicci.or.jp